

【後期】 授業実施ガイドライン

2020.7.17 教員会議にて確認

2020.7.22 対策室にて追記

北海道教育大学危機対策本部会議から示された「新型コロナウイルス感染拡大防止のための北海道教育大学の行動指針」(2020.5.29)によると、「道知事又は市町村長から外出自粛や施設の使用停止が要請されていない」状況(危機対策本部規定のレベル1)となった場合には、「原則として、遠隔授業を実施。ただし、対面授業を特に必要とする(実験・実技・実習等)場合は、担当教員の申出により、各校等において許可することができる。」としている。

以下に、釧路校として対面授業の実施を許可する場合の基準(ガイドライン)を示す。なお、いずれの文言も当面の間の措置であり、今後の状況に応じて適宜変更・修正されることがある。

1. 基礎疾患のある学生や感染の不安がある学生に対する合理的配慮とともに、就職活動や教育実習等により五月雨式に「自宅待機期間」(危機対策本部会議「基本方針」)を要する学生が想定されることから、対面授業を実施する場合においても、適宜※遠隔授業を実施する
2. 遠隔授業と対面授業は、授業の内容、成績や単位認定等、同等の質を担保する。
3. 対面によって実施する授業時間は1コマ・70分以内とし、不足する部分は課題提出等で補う。
4. 対面授業における受講学生数は、以下の基準をめやすとする。
 - (1) 学年全体の授業や事前指導(約200名)は、3教室(403・402・304講義室)による遠隔システムを使用するか、1回に受講する学生を減らして実施する。
 - (2) 1学年の約半数(約100名・AC/BDクラス等)を対象とした授業は、403・503講義室のみ全員が参加する形で実施可能とし、それ以外の教室では、1回に受講する学生を50名程度に減らす。
 - (3) 1回の授業を受講する学生数は、各教室に示された教室定員の半数程度であることが望ましい。
 - (4) 50名程度以下の授業は、十分な配慮のもと実施する。
 - (5) 新型コロナウイルス感染症を理由とした履修登録の制限は行わない。
5. 3に示した受講学生数とするために、以下のような方法が考えられる。
 - (1) 1回に受講する学生を半分にして、隔週で対面授業と自宅学習(遠隔授業)を交互に実施する。
 - (2) 学生の入替え時に十分な時間と導線を確認し、受講生を30分程度で交替させる。
 - (3) 受講する学生を2教室に分けて同時展開する(校内遠隔システムの使用/教員が教室を移動)。
 - (4) 上記の組み合わせを含む、その他。
6. 学生が対面授業を受講する際には、大学への入校条件：①大学入口での手指の消毒、②マスクの着用、③感染拡大地域等※から釧路へ移動した学生は大学が別に定める静養期間を経過していること、④発熱等の症状があった場合には、回復してから2週間が経過して体調に不安がないこと等が厳守されなければならない。授業を担当する教員は、必要に応じて確認する。
7. 授業開始の前後に、教室前で手指の消毒をするよう周知する。

8. 学生の健康状態を適宜確認し、体調不良時には学生自らの判断による途中退席や欠席(遠隔授業の受講)を認めることを周知する。なお、感染拡大防止の観点から、学生が途中退席や欠席を躊躇することないがよう周知の仕方を工夫する。
9. いわゆる「三密」(密閉・密集・密接)を避けるために、以下のことを実施する。
 - (1) 教室の扉や窓を終始開放するか、概ね30分毎に学生の協力を得て窓を開け、授業時間内に複数回の換気を行う。
 - (2) 黒板やスクリーン等へ同一方向を向いて座る講義形式の授業は、学生間の距離を概ね1m程度とるよう座席配置を工夫する。
 - (3) 机をコの字型、ロの字型等で行う演習形式の授業は、教室の規模・受講する学生数等に応じて、学生間の距離や向き合い方等を十分に配慮する。
 - (4) 実験や実習、実技、個別指導等においては、教室の規模・受講する学生数等に応じて、学生間の距離や向き合い方等を十分に配慮する。
 - (5) 学生の発言や質問等の機会を十分な配慮の上確保するとともに、学生同士の討論や共同作業については密集・密接になる可能性があることから、短時間の実施とするか、極力控える。
 - (6) 授業中の教室内の移動はできるだけ避け、教室の入退室については十分な時間と学生間の距離をとる。
 - (7) 紙類を媒介とした感染拡大を防ぐため、プリント類の配布や提出・回収には十分な配慮をする。
 - (8) 授業を担当する教員も必ずマスクを着用する。また、受講する学生と一定の距離をとり、比較的大きい教室ではマイクを使用するなど、飛沫感染の防止に努める。
10. 実験・実習・実技・個別指導等は、器具・道具・用具・楽器等の共用はしない。ただし、それらを学生間で共用することが避けられない場合には、適宜消毒や洗剤等による拭き取りを行う。
11. 授業を実施する教員は、本ガイドラインに沿って別紙「授業実施計画書」を教務委員会に提出する。
12. 本ガイドラインは学生にも公表する。

※適宜について

- (1) 基礎疾患がある、対面授業に対して強い不安をもつ、体調不良により治療や休息が必要である、就職活動や教育実習等により自宅待機期間が必要であるなどの理由により、対面授業に出席できない学生に対して、対面授業以外での必要な学び(遠隔授業)を保障する。なお、遠隔授業は、学生から申し出があった場合において対応する。
- (2) 学内に感染者が発生した場合のほか、本部規定「レベル 2」の段階になったときには、すべての授業を遠隔にて実施する。対面授業ができるだけすみやかに遠隔授業に切り替えられるよう、あらかじめ必要な準備をしておく必要がある。

※【2020.7.22 追記】感染拡大地域等～北海道(札幌市のみ)、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県(2020.7.22 現在)。